

○八潮市立体育館設置及び管理条例施行規則

平成21年3月31日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市立体育館設置及び管理条例（昭和53年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第7条の規定により八潮市立体育館（以下「体育館」という。）の利用の許可を受けようとする者は、八潮市立体育館利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 八潮市公園条例施行規則（昭和49年規則第22号）第15条第1項の規定による団体の登録を受けている者が、体育館を利用するため申請する場合 利用しようとする日の属する月の3月前の月（以下「受付開始月」という。）の初日から当日まで（次条第1項の抽選日を除く。）

(2) 前号の申請以外の場合 受付開始月の19日から当日まで

(令3規則21・一部改正)

(決定の方法等)

第3条 利用の許可は、申請の順位による。ただし、受付開始月の初日から同月10日までの間に受理した許可の申請については、同月11日（以下「抽選日」という。）に抽選の方法により決定するものとする。

2 前項ただし書の規定により決定を受けた者は、抽選日の翌日から受付開始月の18日までの間に利用の申込みに係る手続をしなければならない。

3 前項に定める期間内に同項の手続を行わないときは、当該決定を受けた者が申請を取り下げたものとみなす。

4 第2項に規定する期間は、同項に規定する手続の受付のみを行うものとし、他の者からの申請の受付は行わないものとする。

(利用の許可等)

第4条 市長は、条例第7条第1項の規定により許可したときは、八潮市立体育館利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 許可された事項の変更又は許可の取消しをしようとするときは、八潮市立体育館利用変更・取消申請書（様式第3号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により受けた許可の変更又は取消しをする場合については、許可書の提出は要しない。

3 市長は、前項の変更又は取消しを許可したときは、八潮市立体育館利用変更・取消許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（システムによる手続の特例）

第5条 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則（平成16年規則第4号。以下「システム規則」という。）第5条第3項に規定する登録者（以下「登録者」という。）は、第2条第1項の規定にかかわらず、システム規則第2条第2号の公共施設予約案内システム（以下「システム」という。）を利用することにより許可の申請を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により申請した登録者に対して許可したときは、前条第1項の規定にかかわらず、許可書の交付を省略することができる。

3 第1項の規定により許可を受けたものは、前条第2項の規定にかかわらず、利用日の15日前の日までは、システムにより利用の許可の取消しの申請をすることができる。この場合の許可については、前項の規定を準用する。

（平22規則1・一部改正）

（使用料の納付期限）

第6条 利用者は、条例第12条に規定する使用料を許可書が交付された際に納入しなければならない。ただし、システムを利用した登録者が口座振替の方法により納入するときは、体育館を利用した日の属する月の翌月の26日を納付期限とする。

2 前項ただし書の登録者が利用の許可の取消しを受けた場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、当該許可の取消しを受けた日の属する月の翌月の26日を納付期限とする。

（トレーニング室の利用の申込み等に係る特例）

第7条 第2条から第6条までの規定にかかわらず、条例別表に規定するトレーニング室の利用の許可を受けようとする者は、トレーニング室利用券（様式第5号。以下「利用券」という。）の購入をもって条例第7条第1項の許可を受け、及び条例第12条に規定する使用料を納入したものとみなす。

2 利用券の購入は、トレーニング室を利用する当日に限りすることができる。

3 第1項の規定により許可された事項の変更又は許可の取消しについては、第4条第2

項の規定を準用する。この場合において、同項中「許可書を」とあるのは「利用券を」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、八潮市立体育館使用料減額・免除申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付(条例第14条第2項の規定による減額を含む。)は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第14条第1項第1号に該当するとき 使用料の100分の100
- (2) 条例第14条第1項第2号に該当するとき 使用料の100分の100
- (3) 条例第14条第1項第3号に該当するときであつて、利用日の15日前の日までに承認を得たとき 使用料の100分の100

2 使用料の還付を受けようとする者は、八潮市立体育館使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の際には、許可書又は利用券を提示し、その指示に従うこと。ただし、登録者がシステムを利用して許可を受けたときは、システム規則により交付された利用者登録カードを提示することにより、許可書の提示に代えることができる。
- (2) 利用の許可を受けた部屋以外、みだりに他の部屋に立ち入らないこと。
- (3) 許可を受けずに備付けの備品等を移動しないこと。
- (4) 利用後、係員の点検を受けること。
- (5) 所定の場所以外では、火気や喫煙はしないこと。
- (6) その他他人に迷惑を与える行為をしないこと。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(八潮市施設の利用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正)

2 八潮市施設の利用許可申請等に係る様式の特例に関する規則(平成16年規則第42号)

の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年規則第1号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年1月28日から施行する。

附 則（平成27年規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第21号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和 年規則第 号）

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

八潮市立体育館利用申請書			
(宛先)八潮市長			
団体名 登録番号 申請者住所 申請者氏名 電話 ()			
利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
申請年月日	年 月 日		
利用目的	人員 名		
利用施設名	利用年月日	利用時間	利用料金
			円
			円
			円
			円
			円
使用中の責任者の住所・氏名	申請者に同じ・住所 氏名		
利用料金合計	円		
付属設備等			
※ 事務処理欄			

納 入 通 知 書

第 号	納 入	様	左記の金額を納付してください。 年 月 日 八潮市長 印
年度			
利用区分	鶴ヶ曽根体育館		
使用料金	円		

様式第2号(第4条関係)

八潮市立体育館利用許可書

次のとおり市立体育館の利用を許可します。

年 月 日

様

八潮市長

印

申請年月日	年 月 日		
利用目的	人員 名		
利用施設名	利用年月日	利用時間	利用料金
			円
			円
			円
			円
			円
			円
使用中の責任者の住所・氏名	申請者に同じ・住所 氏名		
利用料金合計	円		
付属設備等			

※ 使用上の注意事項

- 1 施設を使用する際には、係員に利用許可書を提示し、その指示に従うこと。
- 2 利用の許可を受けた施設以外、絶対に他の部屋に立ち入らないこと。
- 3 許可を受けずに備え付けの備品等を使用したり、移動したりしないこと。
- 4 使用終了時間を厳守すること。使用時間には準備及び片付けが含まれています。
- 5 使用後、清掃を行い、係員の点検を受けること。
- 6 所定の場所以外では、火気や喫煙及び飲食はしないこと。
- 7 その他、他人に迷惑を与える行為はしないこと。

領 収 書

第 号	納 入	様	左記の金額を領収しました。 年 月 日
年度			
利用区分	鶴ヶ曽根体育館		八潮市会計管理者
使用料金	円		

様式第3号(第4条関係)

八潮市立体育館利用変更・取消申請書

(宛先)八潮市長

団体名
登録番号
申請者住所
申請者氏名
電 話 ()

次のとおり市立体育館の利用について変更・取消しの許可を受けたいので申請します。

申 請 年 月 日	年 月 日
変 更 ・ 取 消 内 容	
変 更 ・ 取 消 理 由	

※八潮市立体育館利用許可書又はトレーニング室利用券を添付すること。

様式第4号(第4条関係)

八潮市立体育館利用変更・取消許可書

次のとおり市立体育館の利用の許可の変更・取消しについて許可します。

年 月 日

様

八潮市長

印

すでに受けた許可の年月日	年 月 日
変 更 ・ 取 消 事 項	
許 可 の 条 件	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日	NO. _____
トレーニング室利用券	
	円
八潮市立鶴ヶ曽根体育館	

様式第6号(第8条関係)

<p>八潮市立体育館使用料減額・免除申請書</p> <p>(宛先)八潮市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">団体名 申請者住所 申請者氏名 電話</p> <p>体育館使用料の減額・免除を受けたいので次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
利 用 施 設 名		
使 用 日 時	年 月 日	時 から 時 まで
使用中の責任者の住所・氏名及び人	住所 氏名	人員()名
減額・免除を受けようとする理由		
減額・免除を受けようとする金額		

<p>※決裁欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記の申請について減額・免除してよろしいか伺います。</p>						
<ul style="list-style-type: none"> ・承認する ・承認しない ・その他 	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長	係 長	係
<p>◎承認しない場合、理由その他、許可条件等記入</p>						

様式第7号（第9条関係）

八潮市立体育館使用料還付申請書		
八潮市立体育館使用料の還付を受けたいので申請します。		
		年 月 日
(宛先)八潮市長		
		団 体 名 申請者住所 申請者氏名 電 話
記		
利 用 施 設 名		
使 用 日 時	年 月 日	時 から 時 まで
還付を受けようとする理由		
還付を受けようとする金額		
本人確認欄	個人番号カード・免許証・その他（ ）	

※施設使用欄							年 月 日
上記の申請について還付してよろしいか伺います。							
<ul style="list-style-type: none"> ・承認する ・承認しない ・その他 	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長	係 長	係	
◎承認しない場合、理由その他、許可条件等記入							

上記金額を確かに受領しました。

氏名 _____ (印)

<< 還付金口座振替依頼欄 >>

金融機関名	本・支店名	預金種目	口座番号	口座名義人	フリガナ
銀行 金庫・組合	本店 支店	1 普通 2 当座			